再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１０５号

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地

再生債務者　株式会社丸中

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式（優先株式・普通株式）の全て（合計：１万6000株）（普通株式：2200株、優先株式：１万3800株）

2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

3　減少する資本金の額　資本金8000万円全額

4　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日

5　募集株式の数　普通株式３株

6　募集株式の払込金額　１株当たり１円

7　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月

8　増加する資本金の額　３円

9　増加する資本準備金の額　０円

平成25年２月27日

東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２４年（再）第１０５号

福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字船ケ森東470番地

再生債務者　株式会社丸中

決定の要旨　平成25年２月14日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

平成25年２月27日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第１号

兵庫県尼崎市南塚口町７丁目17番11号

再生債務者　中條建設工業株式会社

1　決議に付する再生計画案　平成25年３月１日付再生債務者提出の再生計画案

2　債権者集会

⑴　期日　平成25年４月24日午前10時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

3　議決権不統一行使の通知期限　平成25年４月12日

平成25年３月７日

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生計画認可

平成２４年（再）第８２号

東京都中央区日本橋本町４丁目８番16号

再生債務者　ポリマ資産管理株式会社（旧商号ポリマテック株式会社）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月６日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８８号

東京都板橋区中丸町34番９号

再生債務者　正脇祐之介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９３号

東京都日野市多摩平１丁目10番地の３

再生債務者　株式会社ブレーン

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第９６号

東京都昭島市郷地町２丁目36番８号

再生債務者　植木鋼管株式会社

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１０１号

東京都目黒区目黒本町３丁目15番12号　アムニス203

再生債務者　寄森　　亘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月５日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第１号

徳島県板野郡松茂町中喜来字宮前五番越３番の１

再生債務者　有限会社ハヤマ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成25年３月４日　　徳島地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２０４号

東京都目黒区原町２丁目５番21号

再生債務者　下越　照男

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成25年３月４日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２５号

千葉市花見川区犢橋町858番地１　大栄陸運内

再生債務者　石川　晴生

1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月10日から平成25年４月24日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第３号

兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町14番５―105号

再生債務者　野口　貴彰

1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月27日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月３日から平成25年４月17日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第８号

秋田市仁井田新田２丁目８番９号

再生債務者　高野　　勝

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月19日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２４号

千葉市若葉区若松町439番地82

再生債務者　稲田　啓晃

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月25日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第１３号

兵庫県尼崎市南塚口町８丁目12番９号ル・モンド107号

再生債務者　髙橋　輝幸

1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月４日から平成25年４月18日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第４号

長崎県西彼杵郡時津町左底郷1035番地12　バリュージュＡ―202

再生債務者　峯　　晃一

1　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年３月28日まで

4　一般異議申述期間　平成25年４月11日から平成25年４月25日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係